

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成22年6月22日(火) 午前10時00分～10時44分
会 場 委員会室

1. 出席者

1 番 幸前信雄、 2 番 杉浦辰夫、 5 番 鈴木勝彦、
9 番 神谷ルミ、 10 番 寺田正人、 14 番 井端清則、
16 番 神谷 宏、 18 番 小野田由紀子
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

な し

3. 傍聴者

3 番 杉浦敏和、 6 番 磯貝正隆、 8 番 内藤皓嗣、
12 番 水野金光、 13 番 内藤とし子、 15 番 岡本邦彦、
17 番 小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、杉浦副市長、後藤副市長、経営戦略GL、
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
収納GL、
都市政策部長、都市整備GL、上下水道GL、地域産業GL、
行政管理部長、人事GL、行政契約GL、情報管理GL
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第32号 平成22年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- (2) 陳情第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する陳情
- (3) 陳情第5号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心の確保を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る6月18日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案1件及び陳情2件であります。当委員会の議事は議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦辰夫委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いいたします。

説（行政管理部） 特別ございません。

《質 疑》

(1) 議案第32号 平成22年度高浜市一般会計補正予算(第1回)

問(2) 地域産業振興事業のところですけど、中小企業振興対策事業補助金の内容は何かということをお願いいたします。

答(地域産業) 中小企業振興対策事業補助金につきましては、このほど愛知県陶器瓦工業組合が中小企業庁の中小企業海外展開支援事業補助金の内容を受けております。これは平成22年、今年の8月ですけど、上海市場で三州瓦を取り扱う流通業者と情報交換、並びに展示会を行うことを予定しております。このことについて、広いユーザーのニーズを把握するとともに、そのために一部商品開発の進んでいます、環境に配慮したエコ商品、これをジャパン・ブランドの商品位置づけをしまして、中国で製造されています粘土瓦との差別化を図りまして、三州瓦の産地の高い技術力をアピールし、海外での市場創出することを目的とする事業に支援するものでございます。

問(2) それでは今年度の事業内容としてはどうなっているかお願いいたします。

答(地域産業) まず7月にこの補正予算、お願いしまして、御可決いただければ、予定としましては、愛陶工のほうは7月に詳細なるマーケティング調査を実施する予定だそうでございます。それで8月の17日から20日に上海で開催されます、「2010 中国上海国際建築建材総合展」に2コマ出展をする予定であります。またその効果を確認するために、8月19日から21日まで調査団、愛陶工の役員さんでございまして、直接展示会場のほうに御来場されて、その反応を確認され、現地を拠点とする流通業者との情報交換をされるとお聞きしております。

問(2) 関連なんですけど、ジャパン・ブランドですね、これは全国で認定を受けたのはどの程度あるか、お願いいたします。

答(地域産業) 今年度、一応中小企業庁のホームページで確認しましたところ、支援事業としましては、全体で112件の申請が出ております。それでブランド確立支援事業としまして、1年から3年目までのものを取り扱っております。今回愛陶工さんが申請したのは、1年目のブランド申請ということで、そのほかにもう1点、ほかの支援事業がございまして、その4種類に分かれておりまして、そのうちの32団体の1つというふうを受けております。

問（５） 主要新規事業の緊急雇用創出基金事業の中の街路灯台帳整備業務委託料、この台帳の電子化、データベース化するメリットですね、これをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

答（都市整備） 今回の委託でメリットになるものですね、現地調査することによりまして、器具の状況が把握できることと、それとあと現地調査の作業員による雇用の創出ができるということが考えられます。

問（５） 前回ちょっと説明を受けましたけど、この台数は２，１００基だったですかね。

答（都市整備） ２，１００基です。

問（５） 現地調査には何人新規に雇用がなされるかお願いいたします。

答（都市整備） 委託先のハローワークを通じまして４人の新規雇用をお願いしておるところでございます。

問（５） もう１つ新規の土地区画・境界関係図面、このところの問い合わせ等への待ち時間の短縮など市民のサービスの向上を図るということですが、実際この来庁者はどれくらいおみえになるんでしょうか。

答（都市整備） 来庁者はどれくらいかということなんですが、昨年度９月から１１月の３カ月の調査をさせていただきまして、９０件の受付を行った実績があります。それと近隣市の状況につきましては、ほとんど市で電子化済みとなっておりますので、窓口対応でパソコンを使って利用されております。

問（９） 先ほどの、関連しますけれども、新規事業の街路灯台帳整備業務委託、これの先回お聞きした時に保守点検等のメンテナンス強化ということで、台帳を整備されるということですが、メリットも先ほどありました。では今度、このデータの具体的な利用計画というのがお持ちであれば、これ台帳整備やったら当然メンテナンス強化のための利用計画は出ていると思いますので、お聞かせください。

答（都市整備） 今回の街路のＬＥＤの検討をするために、ＣＯ２の削減だとか、エネルギーの消費削減の基礎資料として、街路、それと防犯灯の現地調査をデータ化にしまして、整備することとともに、現状の街路灯におけるＣＯ２の排出量及び電力の消費の算出ができるということを考えております。

問（９） 今、お聞きするとＣＯ２というか、環境配備、環境のメンテナンス

が中心ということで、データ量とかそういった削減目標量が当然出てくるわけですね。いつにどれだけとか。それとあともう1つ、やっぱり街路灯ですので、寿命とか更新とかそういう保守メンテナンスも当然行われるわけだと思うんですけれども、年ごと、月ごとのチェック一覧表が出てきて、それでわかりやすく、早く更新できるシステムになっているとか、そういったことは考えられているのでしょうか。

答（都市整備） 今、現在、紙ベースのデータの台帳があるわけなんですけど、今回このデータベースに電子化にすると、街路灯がどこで切れておるかだとか、それとどういったワット数の電灯がここにあるかというので、迅速に対応できるということで、早急に今の電子化の中で街路灯のワット数だとかそういうものがわかって、早急に対応ができるという状況でございます。

問（9） CO2の削減目標量とか、そういったものは出ているわけですか。具体的な数値は。

答（都市整備） まだしっかりしたことは出ておりません。

問（10） まだ暗いところがあるかと思いますが、1年にどの程度設備、設置の予定をされておられるのか、ちょっと聞かせていただきたいですけど。

答（都市整備） その都度対応させていただいておるということで、データを持っておりません。

問（10） やっぱり町内会、また市民の方から暗いぞ、明るいぞということで、そういう話を聞かれてから動くということですかね。

答（都市整備） 町内会からだとか地元からの要望だとかありますけれど、一度うちのほうを確認して、夜、現地へ出向きまして、その中で暗いところにつきましては、随時つけていく状況とそれと電気が切れておるところにつきまして、夜、点検をさせていただいておる状況でございます。

問（14） 予算書の説明書で、21ページの先ほど話が出ましたけども、地域産業振興事業の中で、今回35万の予算措置を計上している、その35万にしたというのは、理由があるというふうに思いますけども、その考え方をひとつお聞きをしておきたいと思います。

答（地域産業） 一応、愛陶工への展示事業につきましては、10%補助というふうな補助要綱を持っております。その中で今回、大枠として大体約350

万程度ということで数字が上がってきておりますので、碧南市さんと調整しまして、一応35万ということでお話のほうさせていただいております。

問（14） これは碧南市と共同でやるという事業になっているんですか。碧南市はちなみに10%なんですか。

答（地域産業） 同じく35万円というふうにお聞きしております。

問（14） これは先ほど答弁を聞いてますと、中小企業庁の補助事業の内示を受けたということですが、これは中小企業庁の補助対象という性格のものでもないんですか。一般財源を市単で充ててるだけに、補助絡みの事業なのかなと、答弁聞いておってそう思ったんですけども、結果としては市単で対応しているという、ちょっとそれ見えませんので、中身を確認をしたいというに思います。それからこれは単年度だけで事業は終了しておくのか、継続をする、そういう内容のものかという点ではいかがでしょうか。

答（地域産業） 助成の内訳につきましては、まず補助金、先ほど申しましたように高浜市と碧南市で35万円ずつで70万円、中小企業庁のほうから235万2,000円の補助を受けております。自己資金として、77万5,400円という予算で、見積もりが上がっております。それと先ほども申しましたように、事業としましては、ブランド確立支援としましては3年は可能なんですけど、1年過ぎた後から3年という形なんですけど、なかなか3年まで取るのは厳しいということをお聞きしてございまして、ちなみに今回のものでありますと、1年目が32件、2年目が10件、3年目が4件というふうになっていきます。取ることは可能というふうにお聞きしております。

問（14） この種の事業がね、景気が低迷しているだけに海外にも販路を求めていくという、そういう性格のものについては理解できますし、賛成する立場にありますけども、1年こっきりでそれが呼び水の1つにはなろうかと思えますけども、大変な状況の中でその継続性がやっぱりある面では求められているというふうに思いますので、ぜひ継続していけるような事業に、苦しい予算の中ではありますけども、対応すべきだというふうに思います。それからもう1つは、今言った、補助事業として枠取りが235万あるよと。そのうちの77万が補助対象ということなんですか。ちょっと数字的なことがわからなかったんで。だとするならば、国・県支出金の中にそういった金額が出てくると

いうふうに解釈がされるんだけど、ちょっとそこが読み取れないんで、改めて聞きたいと思います。

答（地域産業） 先ほど申しましたように、総額で383万円の事業でございます。それでそのうちの、それに対する約3分の2の補助なんですけど、中小企業庁のほうから235万2,000円、あと高浜市のほうが事業費の383万円に対しての補助として35万円ずつ、各市のほうで70万円出しますんで、愛陶工さんとしては最終的な自己負担としては、77万5,400円、約20%が自己負担ということになります。

問（14） 総事業費としてはどれくらいになるのか。

答（地域産業） 総事業費といたしましては、383万円の事業費でございます。総事業費が383万400円。そのうちの碧南市さんと高浜市の補助が383万円の総事業費のうち、70万円、35万円ずつです。中小企業庁のほうから3分の2補助としてきておりますので、これが235万2,000円。それを差し引いた残りが自己負担になるわけなんですけど、愛陶工さんが77万8,400円の自己負担ということになっております。

問（14） 街路灯の話ですけども、共通したシートを考えておるのかどうか、その中身的には球切れだとか、あるいは点検をした際に暗い箇所があれば、ここに設置が必要かなというようなことだとか、あるいはよく市民の方からお話として聞くのは、せっかくつけた街灯がね、日中つけっぱなしになっていると。それは年間を通して、日照時間というのが変動ありますけども、大体それはそれぞれセンサーで対応できるような仕組みになっているというふうに理解しておりますけども、それが十分経年の衰の中で、劣化したのかよくわかりませんが、即応していないということで、街路灯付近の人が明るいのに電気ついておってなんだと、高浜市もそんなにお金がないのにとということで、こまめにそれがきちっと対応できるような仕組みを、しっかり対応せんといかんよという話をよく聞くわけでね、そういったことも含めて、今回現地調査をやるということなんで、せっかくの機会なんで、日照時間に対応したような照明時間のあり方だとか、照明時間が適切なのかどうか、あるいは球切れ、あるいは暗いところの街灯の新設ということも含めて、共通シートをつくって私はやるべきじゃないのかなと思っておりますけども、考え方をひとつ聞いておきたいと思い

ます。

答（都市整備） 現在、台帳が26冊、バインダーでちょっとそのままなっているわけなんです、今回施設台帳というものをつくりまして、設置場所、それと電柱番号だとか種別、これ蛍光灯だとか水銀灯だとか白熱灯だとかという種類の別々をつくったり、それとあと規格ですね、先ほど言ったようにワット数がどういうワット数になっているかという規格を台帳に整備するということと、一番問題となる修理記録というのを毎回修理した時点で、パソコンの中に入力しながらデータを作成していくという考えを持っております。

問（14） 先ほど言ったのは、共通シートというのはつくる考えでおるんですか。

答（都市整備） つくらせていただきます。

問（14） それから実際の運用ですけど、今、ゼンリンですか、住宅地図というのが製本されて配布されておりますけども、それをデータのベースに落とし込むという考え方ですか。

答（都市整備） ゼンリンという住宅案内図もあるわけなんです、一応うちのほうは、都市計画図というのがうちのほうにあるんですが、その中で一応その中に添付させていただきたいということで思っております。

問（14） それはゼンリン並みの精度なのかよくわかりませんが、細かな例えば吉浜なんかは路地が入り組んでおりますけど、そういった内容に対応できるような地図になっておるんですか。

答（都市整備） ゼンリンよりもちょっとしっかりになっておると思います。

問（14） 了解。次に23ページの緊急雇用創出の件ですけども、新規事業の概要の5ページに書いてありますけども、この事業目的の中に資料が劣化して内容が読み取れない状況で、これをデータベース化して今後を活用するということのようにも思いますが、この資料が劣化している内容の読み取りができないようなものというのは、これは件数としてどれくらいになるのかという点ではいかがですか。

答（都市整備） 区画整理の台帳におきましては、高浜市の土地区画整理が9つ区画整理がありまして、187.37ヘクタールの区画整理事業を行っております。これが一番古いので、昭和45年に吉浜南部というものをつくったん

ですが、そのこのところのデータがかなり古いということと、最近の中部区画整理におきましても、いろんなお客様が来て、その原図を対応させていただいておるものですから、かなり劣化があるということと、それとあと境界の立会のデータにおきましても、ちょっといろんな聞き取りがありまして、その今の原図を出さないといけないものですから、そういったものをデータ化にさせていただきと考えております。

問（14） 何件ということでは把握はされてないですか。台帳上の9冊というのは、数字としては上がりましたが、件数としては全体で、要は資料が劣化しているということに該当するものというのは件数としてどれくらいですか。

答（都市整備） 先ほどの昭和45年から昭和51年にかけて、吉浜南部の区画整理やったところのファイル数が26ファイルあります。そういったものが一番古いものですから、それが劣化しているということでございます。それと昭和54年と昭和56年の高浜市蛇抜土地区画整理というのがあるんですが、それもファイルになりまして、聞き取りの中の枚数が35ファイル数あるんですが、そちらのほうの劣化ということでございます。

答（都市政策部） ただいまの劣化という件でございますが、1つの終了した区画整理の地区内の全部がということではございません。特に御承知かと思うんですが、昔、換地処分はちょっと和紙みたいな薄い紙で換地処分の調書ができておりますので、そういったものは折り曲げたりとかいろいろでかなり古くなっておりますので、そういったものをここでいう劣化ということでは挙げておりますので、よろしく願いいたします。

問（14） 全体的な劣化の数というのが読み取れませんけども、いずれにしても図面だったり、図書だったり、境界立会に関する資料と、これを総じて、こういった中で劣化している部分があるよと、それら対応するためということなんですけども、これはデータ化をしていく中で劣化して現在読み取りにくいというものについては、データ化しても読み取りやすくなるということにはならないわけですね。改めて、要するに作成した当時の状態にしてからデータベース化するということなのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

答（杉浦副市長） 井端委員も自宅が高浜中部土地区画整理区域内で区画整理

事業の換地処分を受けられたと思います。その時にはそのような図面をいただいて、私どもも原図を持っています。ところが、その後土地売買だとか、分筆等は実は台帳を直すわけではなくて、当時の立会を行って、その資料は別冊で保管している。これをデータ化することによって、それら全てそれも掌握できるということで、やはり土地の境界というものがそのデータの中で保管されるという大きなメリットを持っておるわけでございます。そういったことで御理解賜りたいと思います。

問（16） 今、新規事業のナンバー4の中で先ほどナンバー1の時に採用人員が4名という話がありましたけれども、このナンバー4のほうは何人ぐらいを予定しているんですか。

答（都市整備） 新規雇用者につきましては、3名の方を雇用させていただく予定でございます。

（2）陳情第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する陳情

意（2） この選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する、この陳情に対してなんですけど、日本ではですね、夫婦同姓はですね、日常極めて普通のこととして一般人としても何の疑問も覚えるようなことはない、何の不都合もない家族制度であってですね、あとですね、数字や何か挙げると、平成18年にですね、内閣府の実施した家族法制に関する世論調査でもですね、夫婦は必ず同じ苗字を名乗るべきとする意見が60.1%であって、また夫婦がそれぞれ婚姻前の苗字を名乗ることができるよう法律を改めてもかまわないとする意見は36.6%と大幅に上回っています。それでもって、この選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する陳情には賛成するものです。

意（9） 私は、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する陳情には反対です。憲法24条で家族生活における個人の尊厳と両性の平等の根底には一人一人の個人を個として、個人として尊重される憲法13条の前段の個人の尊重、経済的、または社会的関係において差別されないとした憲法14条の後段の法の下での平等で保障され、家族は国家のためにあるのではなく、一人一人の個人のためにあるものと位置づけています。一人一人の幸せのあり方はみんな違って当たり前で、あるべき家族の姿や平均的な家族、標準的な家族というように国家

や社会が家族の形に一定の枠をはめることは許されないと思います。みんな違って、みんないい、別姓にしたい人は別姓に、同姓にしたい人は同姓にできる、選択的夫婦別姓制に賛成しています。現民法では、夫か妻かどちらかの姓を名乗ってもいい、一見、男女平等のように見えるけれども、9割が夫の姓を名乗っています。片方しか選べないのではなく、女性のみが改姓の苦勞を味わう、私もすごく資格試験を取るときとか、いろいろ住民票をとったりとか、自分のアイデンティティまで侵害されるような不平等感を味わいました。そんな不平等感を払拭するためにも夫婦別姓を認め、男女平等が徹底する法制度の法制化を望んでいます。

意（16） この陳情については趣旨採択をお願いしたいと思います。その理由はですね、今、いろいろ話があった中でたまたま個人的に言えば、私は養子でございますので、昔の名前から今の苗字に変わってきております。そういう中で何の不自由も感じていないし、まだ、刈谷の地元へ戻れば、まだ昔の名前で呼ばれております。そういうことを考えると、どちらでもいいじゃないかという、だから選択性ということになると賛成のような形になりますけれども、そう目くじら立ててやることではないと、だから、趣旨採択でいいんじゃないかと私は思います。

意（18） 選択的夫婦別姓制度ですけれども、島国であるこの日本ではまだまだ馴染みが薄いかもしれませんし、当たり前のように長年に渡って夫婦同姓ということで根づいてきたわけですけども、今現在男女の、今、御意見でましたけども、男女の平等ですとか、男女の共同参画を図る上で必要性がでてきていると、そして多種多様な生き方がどんどん広まってきておりますけども、この多様な生き方ができるこの社会が本当に豊かな社会であるというふうにも考えております。そういったこともありますけれども、陳情の中身みますと、趣旨に関しましては、一定の理解は持てますので今回、趣旨採択をお願いしたいと思います。

意（14） 私は、本件には反対ということを表明したいと思います。理由は2つありまして、1つは、日本の場合、わが国の場合は結婚したときにね、どちらかの姓を名乗ると、名乗らなければならないということがあるんですね。その結果、先ほどちょっと出ましたけど、96%の方が夫の姓を名乗ると、い

うことになっておりまして、この点でも平等という点ではね、問題があるということですが、もう1つは、世界の流れなんですけども、それぞれの国が民法等を改正しまして、この問題に対応しておるんですね。ところが日本だけが先進国の中でその姓についてはどちらかの姓を名乗ると、同姓なんです。夫婦同姓ということになっておるわけですね。したがって、こういう問題を解消するために、やはり結婚したときにどちらの姓を名乗ってもいいよと、あるいは同姓でもいいよという選択性にすべきだということの考え方から本件については反対ということを示したいと思います。

(3) 陳情第5号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心の確保を求める
陳情

意(5) この本文の中にですね、国はもちろん、自治体も住民福祉の増進を図る、施策の充実を図るということで、さらにその充実を図ってくれということが本文の中にあるわけなんですけども、今、大変議論になっている、やっぱり税の使い方、税のあり方というようなことも考えた上でですね、このまたさらに充実するというのに1つ疑問が残るなということとですね、2番目に住民の暮らしを守り、安全安心の公務・公共サービスの拡充をしてくださいという中でもですね、やっぱりそれぞれ自治体の事情、環境があり、正規社員でできること、非正規社員でできること、あるいは陳情6号にもあるんですが、民間でできること、そういったところをですね、区別しながらですね、簡素で効率的な自治体の運営を図る上でもですね、こういった拡充を図る、税を投入するというのは、さらに投入するというのに、私は疑問を持ちますので、この陳情には反対をいたします。

意(18) この中身が盛りだくさんなんですけども、特にⅡの1ですけれども、必要な人員を正規職員で確保するよう努力してください、非正規職員の正規職員化をはかってください、この部分がちょっと疑問に思っております。財政が厳しい折、限られた財源で最大の効果を図るためにも非正規職員であっても十分市民のニーズにこたえていくことができればそれでいいと思います。そういったことから、財政的な面、また人件費も削減していかなければいけない面もありますので、そういったことを総合的に考えるとこの陳情には反対ですの

でよろしくお願ひいたします。

意（１６） 私も反対でございます。というのはですね、最低賃金を１，０００円以上という言葉がうたってあります。日額７，５００円以上とか、月額１６万円以上とかですね、以上という言葉がうたっていると大変厳しい経済情勢がさらなる厳しさが増してくると思いますので、この陳情については反対いたします。

意（１４） 私は本件には賛成を表明したいと思います。項目的には、３項目ありますけども、そのすべてについて賛同する立場から本件には賛成をしたいというふうに思います。とりわけですね、今、話が出ましたように、時給、Ⅰの１ですね、最低賃金を時給１，０００円以上という文言がありますけども、これ例えば、１，０００円ということ考えてみましても、１日８時間労働、月２０時間という、２０日ということですね、単純に計算してみても、その金額は１９２万円にしかならないですね。今、低賃金でさまざま、生活破壊として問題になっている、ワーキングプア、２００万円以下というのが１つの基準として挙げられておりますけども、その金額にも到達しない金額なんですね。例えば１，０００円だったら。だから、１，０００円以上というのは、まさにそのワーキングプアの生活から脱却できるような施策だということに位置づけられての提言なんですね。で、これは日本のグローバルで考えれば、日本経済そのものを活性化していくと。あるいは勤労者のですね、生活をより豊かにしていくというような２つの側面をもってですね、こういう施策は、私は必要だというふうに思っております。よってですね、その充実というのはまさに今日的課題の要請ですので、それを実現に向けて地方議会としても後押しをしていくべきだということを思っております。

《採 決》

（１） 議案第３２号 平成２２年度高浜市一般会計補正予算（第１回）

挙手全員により原案可決

（２） 陳情第３号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する陳情

過半数に至らず

(3) 陳情第5号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心の確保を求める
陳情

挙手少数により不採択

委員長 続いて、閉会中の継続調査申出事件についてお諮りいたします。1つ、環境対策事業について、1つ、防犯事業について、1つ、中小企業振興対策事業について、1つ、収納業務について、1つ、その他所管に関することについて、以上5件を閉会中の継続調査申出事件として決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。以上をもって当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前10時44分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長